

保護者 様

さいたま市立美園北小学校長

「感染症治ゆ報告書」提出のお願い

下記の感染症は、「学校において予防すべき感染症」とされ、出席停止基準が定められています。登校の際は主治医の指示に従い、右の「感染症治ゆ報告書」を保護者が記入して、提出していただきますようお願いいたします。

学校において予防すべき主な感染症

	感染症名	出席停止の期間
第一種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ全身症状が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がか皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染の恐れがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
第三種	その 他の 感染症	
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療後24時間を経て全身症状が良好なら登校可
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔等の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身症状が良好なら登校可
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し全身状態が改善されれば登校可
※以下、出席停止期間：症状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで 流行性角結膜炎、伝染性紅斑（リンゴ病）、手足口病 等		

担当：養護教諭

さいたま市立美園北小学校長 様

「感染症治ゆ報告書」

年 組 児童名	
感染症名	
発症した日	年 月 日 ( )
治ゆ又は 登校可能日	※登校可能日を医師に御確認ください。 年 月 日 ( )
受診医療機関名	
上記のとおり報告いたします。 年 月 日 保護者名 印	

※この報告書は医師に御確認の上、保護者の方が記入・捺印し、登校する日に担任へ提出してください。

切り取り線